

西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業生産の基盤整備、営農活動の支援、農村の活性化及び都市と農村との間の交流を促進するため、融資機関が農業者等に融資する美しい村づくり資金について、市が利子補給を行うことにより農業者等の負担を軽減し、もって農村の振興及び美しい村づくりに資するため、美しい村づくり資金に係る利子補給金を交付することに関し、美しい村づくり資金利子補給規則（昭和62年兵庫県規則第43号。以下「県規則」という。）及び美しい村づくり資金事務取扱要領（以下「県要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者等

次に掲げるものをいう。

ア 農業に従事し、又は従事しようとする者

イ 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体

(2) 融資機関

兵庫六甲農業協同組合及び兵庫県信用農業協同組合連合会。ただし、県と利子補給契約を締結しているものに限る。

(3) 美しい村づくり資金

県規則及び県要領に定める資金のうち、災害資金（7号資金）をいう。

(利子補給の対象)

第3条 市長は、県規則に基づき融資機関が農業者等に貸付けた美しい村づくり資金について、県が利子補給を決定した場合において、予算の範囲内で、当該融資機関に対し利子補給金を交付することができる。

(利子補給率及び対象期間)

第4条 利子補給率は、県要領別表に定める災害資金（7号資金）の市利子補給率と同率とし、当該利子補給の対象期間は、県規則第3条の2に規定する期間とする。

(利子補給金の額等)

第5条 利子補給金は、毎年1月から6月まで及び7月から12月までの各期間（以下これらを「計算期間」という。）分ごとに交付するものとし、その額は、融資機関が融資している美しい村づくり資金の種類ごとに算出した計算期間中に係る融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞金を除く。）の総和を365で除して得た金額をいう。）に対する利子補給の金額の合計額とする。

(利子補給の承認)

第6条 融資機関は、第3条に規定する利子補給金の交付を受けようとするときは、西宮市美しい村づくり資金利子補給承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」という。)に、美しい村づくり資金償還及び市利子補給計画書(様式第1-1号)及び県規則第11による借入申込書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書の提出があった場合において、適当であると認めるときは、融資機関に対し、西宮市美しい村づくり資金利子補給承認書(様式第2号。以下「承認書」という。)を交付するものとする。

3 市長は、前項の承認後、速やかに承認書の写しを県に提出するものとする。

(利子補給の条件変更)

第7条 融資機関は、前条第2項の承認を受けた後、貸付けの弁済期限等に変更が生じた場合は、速やかに西宮市美しい村づくり資金利子補給条件変更承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)に、美しい村づくり資金償還及び市利子補給変更計画書(様式第3-1号)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があった場合において、適当であると認めるときは、融資機関に対し、西宮市美しい村づくり資金利子補給条件変更承認書(様式第4号。以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

3 市長は、前項の承認後、速やかに変更承認書の写しを県に提出するものとする。

(貸付実行報告)

第8条 融資機関は、農業者等に対し、美しい村づくり資金の貸付けを実行したときは、速やかに美しい村づくり資金貸付実行報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(特例移動報告)

第9条 融資機関は、美しい村づくり資金の融資を受けた農業者等(以下「借受者」という。)から繰上償還を受けたとき、又は延滞金等が発生し、若しくは回収されたときは、速やかに美しい村づくり資金特例移動報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(利子補給金の請求及び支払)

第10条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、第6条に規定する期間のうち、1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の8月中に、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金については翌年の2月中に、西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付請求書(様式第7号)及び西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付請求明細書(様式第7-1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利子補給金の請求があった場合において、適当であると認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内にこれを交付するものとする。

(利子補給金の打ち切り又は返還)

第11条 市長は、融資機関又は借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資機関に対して、利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 融資機関が、偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 融資機関が、この要綱又は利子補給の承認に付した条件及び指示に違反したとき。
- (3) 借受者が、当該資金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 借受者が、経営中止又は返済不能になったとき。
- (5) その他利子補給金交付の目的を達することができないと認めたととき。

(報告又は調査)

第12条 市長は、利子補給に係る事務を適正に執行するため、必要があると認めるときは、融資機関に対して必要な報告を求め、又は当該職員に帳簿書類等を調査させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

西宮市美しい村づくり資金利子補給承認申請書

年 月 日

西宮市長 様

申請者 (融資機関) 住 所
名 称
代表者 ⑩

西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記の資金につきまして、市利子補給の承認申請をいたします。

記

融資機関名		基準金利	%
借受者	(住所)	貸付利率	%
	(氏名)	利子補給率	県 % 市 %
資金種類		約定償還期間	
総事業費	円		
貸付予定額	円	措置期間	
事業内容		利子補給期間	

※添付書類

- (1) 美しい村づくり資金償還及び市利子補給計画書 (様式第 1 - 1 号)
- (2) 美しい村づくり資金借入申込書の写し

以上

様式第2号（第6条関係）

西宮市美しい村づくり資金利子補給承認書

第 号
年 月 日

様

西宮市長

年 月 日付けで承認申請のありました美しい村づくり資金の貸付に係る利子補給については、下記のとおり承認します。

記

融資機関名		基準金利	%
借受者	(住所)	貸付利率	%
	(氏名)	利子補給率	県 % 市 %
資金種類		約定償還期間	
総事業費	円		
貸付予定額	円	措置期間	
事業内容		利子補給期間	

以上

様式第3号（第7条関係）

西宮市美しい村づくり資金利子補給条件変更承認申請書

年 月 日

西宮市長 様

申請者（融資機関） 住 所
名 称
代表者

㊟

西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記の貸付資金につきまして、市利子補給の承認条件を変更したいので、承認申請をいたします。

記

承認年度		条件変更の理由及び内容	備 考	
承認年月日				
融資機関名				
借受者	(住所) (氏名)			
資金種類				
基準金利				円
利子補給率	県			%
	市			%
貸付期間 (うち据置期間)				

※添付書類

(1) 美しい村づくり資金償還及び市利子補給変更計画書（様式第3-1号）

以上

様式第3-1号(第7条関係)

美しい村づくり資金償還及び市利子補給変更計画書

1. 償還及び市利子補給変更計画 ※変更前の計画を()で上段に記入

(単位:日、円)

利子補給日	日数 (A)	未償還元金 (B)	償還元金	平均融資残高 (C=A*B/365)	市利子補給金 (C*利子補給率)	備 考
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
合 計						

様式第4号（第7条関係）

西宮市美しい村づくり資金利子補給条件変更承認書

第 号
年 月 日

様

西宮市長

年 月 日付けで条件変更承認申請のありました美しい村づくり資金の貸付に係る利子補給については、下記のとおり承認します。

記

1. 借受者

2. 変更承認事項

以上

様式第5号（第8条関係）

美しい村づくり資金貸付実行報告書

年 月 日

西宮市長 様

申請者（融資機関） 住 所
名 称
代表者

㊞

さきに利子補給承認を受けた美しい村づくり資金について、 年 月中に下記のとおり貸付を実行しましたので、西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付要綱第8条の規定に基づき報告します。

記

承認年月日		基準金利	%	備 考
融資機関名		貸付利率	%	
借受者	(住所)	利子補給率	県 %	
	(氏名)		市 %	
貸付実行日		貸付期間 (うち据置 期間)		
貸付実行額	円			

以上

様式第6号（第9条関係）

美しい村づくり資金特例移動報告書

年 月 日

西宮市長 様

申請者（融資機関） 住 所
名 称
代表者

㊟

年 月中に係る繰上償還状況及び延滞状況について、西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

承認 年度	借受者氏名	繰上償還		延滞		備 考
		償還年月日	償還額 (千円)	発生額 (千円)	回収額 (千円)	

以上

様式第7号（第10条関係）

西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付請求書

年 月 日

西宮市長 様

申請者（融資機関） 住 所
名 称
代表者

㊞

美しい村づくり資金の貸付けに係る市利子補給につきまして、西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり請求します。

記

1. 利子補給金交付請求額 _____円

2. 振込口座

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	()

※添付書類

(1) 西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付請求明細書（様式第7-1号）

以上

様式第7-1号 (第10条関係)

西宮市美しい村づくり資金利子補給金交付請求明細書
(年度 上期分・下期分)

(単位：円、日、%)

貸付 年度	借受人	当初貸付額	当初貸付 年月日	利子計算期間	償還額			(C) 融資残高	(D) 日数	(E=C*D) 積数	(F=E/365) 平均融資 残高	(G) 利子補 給率	(F*G) 利子補給 請求額 ※1円未満 切捨て	備 考
					(A) 約定	(B) 繰上	(A+B) 計							
				年 月 日 ～ 年 月 日										
				年 月 日 ～ 年 月 日										
				年 月 日 ～ 年 月 日										
				年 月 日 ～ 年 月 日										
				年 月 日 ～ 年 月 日										
				年 月 日 ～ 年 月 日										
合 計														